

○ 電気事業法施行規則及び電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令新旧対照条文
 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）
 （傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
（使用前安全管理検査） 第七十三条の二の二 法第五十条の二第一項の経済産業省令で定める事業用電気工作物は、次に掲げるもの以外のものとする。 一〜四 （略） 五 電力貯蔵装置 六 非常用予備発電装置 七 第六十五条第一項第二号に規定する工事を行う事業用電気工作物 八 試験のために使用する事業用電気工作物			（使用前安全管理検査） 第七十三条の二の二 法第五十条の二第一項の経済産業省令で定める事業用電気工作物は、次に掲げるもの以外のものとする。 一〜四 （略） 五 非常用予備発電装置 六 第六十五条第一項第二号に規定する工事を行う事業用電気工作物 七 試験のために使用する事業用電気工作物		
別表第二（第六十二条、第六十五条関係）			別表第二（第六十二条、第六十五条関係）		
工事の種類		認可を要するもの	工事の種類		認可を要するもの
発電所	一（略）		発電所	一（略）	
	二 変更の工事			二 変更の工事	
(一) （略）			(一) （略）		
(二) 発電設備の設置の			(二) 発電設備の設置の		
		事前届出を要するもの			事前届出を要するもの

変電所		3 (略)
一 (略) 二 変更の工事であつて、次の設備に係るもの (二) (七) (略) (八) 電力貯蔵装置		
1 電圧十七万ボルト以上 (受電所にあつては、電圧十万ボルト以上) の変電所に係る容量八万キロワットアワ	2 電圧十七万ボルト以上 (受電所にあつては、電圧十万ボルト以上) の変電所に係る容量八万キロワットアワ以上の電力貯蔵装置の設置	

変電所		3 (略)
一 (略) 二 変更の工事であつて、次の設備に係るもの (二) (七) (略)		

	(略)	需要設備 (鋁山保安法が適用されるものを除く。)
	(略)	一 (略) 二 変更の工事であつて、次の設備に係るもの (一) 遮断器 (二) 電力貯蔵装置
蔵装置の改造であつて、二十パーセント以上の容量の変更を伴うもの		(略) 1 受電電圧一万ボルト以上の需要設備に属する電力貯蔵装置であつて、容量八万キロワットアワー以上のものの設置 2 受電電圧一万ボルト以上の需要設備に属する電力貯蔵装置で
	(略)	需要設備 (鋁山保安法が適用されるものを除く。)
	(略)	一 (略) 二 変更の工事であつて、次の設備に係るもの (一) 遮断器
		(略)

一 発電所	電気工作物の種類		別表第三（第六十三条、第六十六条関係）	
	(略)	一般記 載事項	記載すべき事項	(三) (一)及び(二)の機器以外の機器（計器用変成器を除く。） (四) 電線路
		設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係る工事の内容に限る。）	添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係る工事の内容に限る。）	
				あつて、容量八万キロワット以上のものの改造のうち、二十パーセント以上の容量の変更を伴うもの (略) (略)

一 発電所	電気工作物の種類		別表第三（第六十三条、第六十六条関係）	
	(略)	一般記 載事項	記載すべき事項	(二) (一)の機器以外の機器（計器用変成器を除く。） (三) 電線路
		設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係る工事の内容に限る。）	添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係る工事の内容に限る。）	
				(略) (略)

(二) (六) (略)	
(七) 電気設備	
1 (略)	1 0 電力貯蔵装置（原子力発電所に設置される又は設置されている非常用予備発電装置に係るものを除く。）
(八) 附帯設備	
1 (略)	2 非常用予備発電装置（原子力発電所に設置されるもの又は設置されているものに限る。）

1 種類、容量、主要寸法、電圧、電流、個数及び用途	電力貯蔵方式に関する説明書
2 保護継電装置の種類	置の用途に関する説明書
1・2 (略)	(略)
3 その他の電源装置（非常用のものに限る。）	
に係る次の事項	
(1) (略)	
(2) 電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、主要寸法	

(二) (六) (略)	
(七) 電気設備	
1 (略)	1 0 電力貯蔵装置（原子力発電所に設置されるもの又は設置されているものに限る。）
(八) 附帯設備	
1 (略)	2 非常用予備発電装置（原子力発電所に設置されるもの又は設置されているものに限る。）

1・2 (略)	3 その他の電源装置（非常用のものに限る。）
(略)	に係る次の事項
(1) (略)	
(2) 蓄電池の名称、種類、容量、電圧、主要寸法及び個	

	二 変電所 (二)～(七) (略) (八) 電力貯蔵装置				
	(九) 変電所の運転を管理するための制御装置	(略)			
三 (略)					
四 需要設備 (一) 遮断器 (二) 電力貯蔵装置		(略)			

	二 変電所 (一)～(七) (略)	(八) 変電所の運転を管理するための制御装置	三 (略)	四 需要設備 (一) 遮断器
	(略)		(略)	
数		(略)		(略)
	(略)	(略)		(略) (略)

(三) (一)及び(二)の機器以外の機器（計器用変成器を除く。）		(略)	(略)
(三) (一)の機器以外の機器（計器用変成器を除く。）		(略)	(略)

(四) 電線路

(略)

(略)

(三) 電線路

(略)

(略)

改 正 後	改 正 前
（用語の定義） 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 （略） 三 「発電所」とは、発電機、原動機、燃料電池、太陽電池その他の機械器具（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条第二項に規定する小出力発電設備、非常用予備電源を得る目的で施設するもの及び電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）の適用を受ける携帯用発電機を除く。）を施設して電気を発生させる所をいう。 四〇十七 （略） 十八 「電力貯蔵装置」とは、電力を貯蔵する電気機械器具をいう。	（用語の定義） 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 （略） 三 「発電所」とは、発電機、原動機、燃料電池、太陽電池その他の機械器具（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条第二項に規定する小出力発電設備、非常用予備電源を得る目的で施設するもの、<u>電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）の適用を受ける携帯用発電機及び電気工作物に附属する二次電池（硫酸及びナトリウム、臭素及び亜鉛若しくは二酸化鉛及び鉛を電極の主な構成材料とするもの又はバナジウムイオンを電解質としたものに限る。）を除く。</u>）を施設して電気を発生させる所をいう。 四〇十七 （略）